

スポーツグランプリ表彰規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第9項の事業を遂行するために、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 アマチュアスポーツ界で最も活躍し、話題を提供した個人または団体に対して表彰しその榮譽をたたえ、更なる活躍と本市のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰する対象者は、次のとおりとする。

- (1) 年間を通して最も話題を提供した個人または団体
- (2) 市内の居住者、若しくは在学、在勤している者
- (3) 同一の功績に対し当該年の市スポーツ大賞、市有功表彰を受けていない者

(候補者の推薦)

第4条 前条に定める表彰候補者は、本会の総務委員会より本会会長に推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 前条の規定により推薦された者について、理事会で審議・選考し受賞者を決定する。

(表彰の回数)

第6条 表彰は毎年1回行う。

(特別賞)

第7条 スポーツグランプリ表彰に匹敵する者の中から必要に応じて特別賞を授与することができる。

(その他)

第8条 この規程の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成23年1月7日から施行する。

平成24年4月1日 公益財団法人に移行

平成28年1月7日 一部改正

平成30年7月1日 一部改正